

資 料

1. 産業廃棄物の処理委託契約書等（例）

- (1) 様式 1 産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書……………P1~3
- (2) 様式 2 産業廃棄物処分委託基本契約書……………P3~5
- (3) 様式 3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書……………P6~8
- (4) 様式 4 産業廃棄物処理委託基本契約書（記入式）……………P8~10
- (5) 廃棄物処理委託仕様書……………P12
- (6) 廃棄物データシート（WDS）……………P13、14

※取扱い上の注意

- (1) この標準契約書は、産業廃棄物処理委託契約を行う際に必要である委託契約書のひな型である。
- (2) 様式 1～3 の標準契約書中の条文に①、②、③と番号が付されている場合は、個々の契約の実状に照らして適切な条文を選択して用いること。また、委託契約書には、選択した条文のみを記載し、それ以外を記載しないこと。
- (3) 実際の契約の条件によっては、様式 1 第 3 条第 5 項、様式 2 第 3 条第 5 項及び様式 3 条第 5 項を委託契約書に記載せなくても良い。
- (4) 様式 2、3、4 は、個別の最終処分の場所（所在地）、方法及び処理能力の情報を特定及び管理するために、最終処分先に番号を記載すること。
- (5) 様式 3 を用いる場合及び様式 4 で契約区分 3 を選ぶ場合は、収集・運搬業務と処分業務を同一の産業廃棄物処理業者に委託する場合にのみ用いること。
- (6) 様式 4 は、収集・運搬業務、処分業務、収集・運搬及び処分業務の 3 つの業務内容から、1 つのみを選択した上で用いること。

2. 報告様式等

種 類	対 象 者	期 限 等	頁
(1) 産業廃棄物事業場外保管届出書	建設廃棄物である産業廃棄物を発生事業場外において 300 m ² 以上の面積で保管する者	保管を行う前	P15
(2) 産業廃棄物事業場外保管変更届出書	(1)の届出内容を変更する者	変更を行う前	P16
(3) 産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	(1)・(2)で届出した内容の保管をやめる者	保管をやめた日から 30日以内	P17
(4) 産業廃棄物処理計画書	多量排出事業者（前年度の発生量 1000t 以上）	毎年 6 月 30 日まで	P18-23
(5) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書	〃	〃	P24-26
(6) 特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	建設廃棄物である特別管理産業廃棄物を発生事業場外において 300 m ² 以上の面積で保管する者	保管を行う前	P27
(7) 特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書	(4)の届出内容を変更する者	変更を行う前	P28
(8) 特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	(4)・(5)で届出した内容の保管をやめる者	保管をやめた日から 30日以内	P29
(9) 特別管理産業廃棄物処理計画書	多量排出事業者（前年度の発生量 50t 以上）	〃	P30-35
(10) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	〃	〃	P36-38
(11) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書	管理票交付者	毎年 6 月 30 日まで	P39-41
(12) 措置内容等報告書	①管理票写しの送付を期限内に受けなかった者 ②必要事項が記載されていない管理票写しの送付を受けた者 ③虚偽の記載がある管理票写しの送付を受けた者 ④処理困難通知を受けた者	30日以内	P44-46
(13) PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	PCB 廃棄物保管事業者及び PCB 使用製品所有事業者	毎年 6 月 30 日まで	P47-51
(14) PCB 廃棄物等の保管の場所等の変更届出書	PCB 廃棄物の保管の場所又は高濃度 PCB 使用製品の所在の場所を変更する事業者	変更した日から 10 日以内	P52、53
(15) PCB 廃棄物の処分終了又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了届出書	PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄を終了した者	全ての高濃度 PCB 廃棄物もしくは全てのその他の PCB 廃棄物の処分を委託した日（自ら処分又は他人に処分を委託した日）又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄を終了した日（使用を止め廃棄物とした日）から 20 日以内	P54、55
(16) 高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書	特例処分期限日の適用を受けようとする者	処分期間の末日	P56、57
(17) 高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書	(16)の届出内容を変更する者	変更した日から 10 日以内	P58
(18) 承継届出書	PCB 廃棄物保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有者の地位を承継した者	承継を受けた日から 30 日以内	P59-63
(19) 譲受け届出書	PCB 廃棄物又は高濃度 PCB 使用製品を譲り受けた者	譲り受けた日から 30 日以内	P64-67
(20) PCB 廃棄物等の保管状況等届出書（新規）	新たに PCB 廃棄物が発生し保管を開始した事業者及び新たに PCB 使用製品の所有が判明した所有者	発生又は判明後速やかに届出	P68-73

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

収入
印紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)と、
収集運搬業者： _____ (以下「乙」という。)は、
甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・
運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類： _____

数量： _____
単価 (税抜)： _____

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
(注：下記の①②のいずれかを選択すること。)

① 輸入廃棄物： 無
② 輸入廃棄物： 有

4 (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名： _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業場の名称： _____
所在地： _____

5 (積替保管) (注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる：

産業廃棄物の種類

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提

供しなければならぬ。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

- 5 甲は、次の産業廃棄物について「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならぬ。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にそ

の損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（業務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となったときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による承諾を得なければならぬ。

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

産業廃棄物処分委託基本契約書

収入
印紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)と、
処分業者： _____ (以下「乙」という。)は、
甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の処分に
関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
産業廃棄物の種類： _____	産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

〔特管〕

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類： _____	_____
数量： _____	_____
単価 (税抜)： _____	_____

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
(注：下記の①②のいずれかを選択すること。)

① 輸入廃棄物： 無

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にならないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のものにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により甲が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のものにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしがいい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条 (契約の有効期間)

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の 月 前までに、甲乙の一方から相手方から対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

② 輸入廃棄物：有 _____

4 (処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)
甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 (搬入業者)
第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名： _____
(法にあっては、名称(代表者の氏名))
住所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)
1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版))を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版))の「容器貼付用ラベル」参照)。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条 (甲乙の責任範囲)
1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならぬ。
2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)
乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (業務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させずしてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

- 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
- 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

- 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- 乙が他の業者に委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のものとある未処理の産業廃棄物の処分を行わせるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により甲が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることがを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしがたが、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条 (契約の有効期間)

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の 月 前までに、甲乙の一方から相手方から対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

収入
印紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)と、
 収集運搬及び処分業者： _____ (以下「乙」という。)は、
 甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・
 運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)
 乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]
 許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____ 事業範囲： _____
 許可の条件： _____ 許可の条件： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

[特管]

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____ 事業範囲： _____
 許可の条件： _____ 許可の条件： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

◎処分に関する事業範囲

[産廃]
 許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____ 事業範囲： _____
 産業廃棄物の種類： _____ 産業廃棄物の種類： _____
 許可の条件： _____ 許可の条件： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

[特管]

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____ 事業範囲： _____
 産業廃棄物の種類： _____ 産業廃棄物の種類： _____
 許可の条件： _____ 許可の条件： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類： _____
 数量： _____
 単価 (税抜)： _____

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類： _____
 数量： _____
 単価 (税抜)： _____

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
 (注：下記の①②のいずれかを選択すること。)

- ① 輸入廃棄物： 無
- ② 輸入廃棄物： 有

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
 所在地： _____
 処分の方法： _____
 施設の処理能力： _____

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分 (予定) を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 (積替保管) (注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版))を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報とおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する「環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)」の「容器貼付ラベル」参照)。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条 (甲乙の責任範囲)

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (業務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。

2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価(税抜)に基づき算出する。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となつたときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書



平成 年 月 日

下記契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものに○印を付けてください。

契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬をここに委託する。

2 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の処分をここに委託する。

3 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分をここに委託する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

甲及び乙は、下記<委託業務の内容>に記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬もしくは処分又は収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律にしがいい適正に行うため、本契約書、産業廃棄物処理委託基本契約約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託基本契約を締結する。

住所

排出事業者 氏名

(法人にあっては名称)

(甲) 代表者 印 (以下「甲」という。)

住所

処理業者 氏名

(法人にあっては名称)

(乙) 代表者 印 (以下「乙」という。)

事業の範囲（下表の許可区分の□の該当するものに「レ」を記入し、許可品目を記入してください。また、空欄は斜線を引いてください。）

許可区分	□収集運搬（積み込み場所）	□収集運搬（荷下ろし場所）
産業廃棄物の許可品目		
特別管理産業廃棄物の許可品目		
許可区分	□中間処理（ ）	□最終処分（ ）
産業廃棄物の許可品目		
特別管理産業廃棄物の許可品目		

※ 乙は、この事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならぬ。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により甲が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

印

乙

印

<委託業務の内容> (※の欄については、ア・イのうち該当するものに○印を付けてください。また、空欄は斜線を引いてください。)

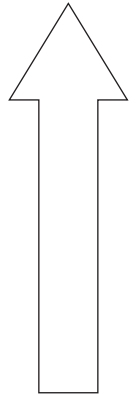
- (1) 契約の有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
 (2) 契約区分が1 (収集・運搬) 又は3 (収集・運搬及び処分) の場合、乙の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	
※ ア 積替・保管を行う積替・保管の所在地	イ 積替・保管を行わない搬入できる廃棄物の種類
積替えのための保管上限	
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの可否	※ ア 混合するイ 混合しない
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において、手選別を行うことの可否	※ ア 手選別するイ 手選別しない

(3) 輸入廃棄物の有・無一委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、「有」に○印を付けます。契約区分が2 (処分) 又は3 (収集・運搬及び処分) の場合の乙の処分に關する事項。

(4) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価 (税抜)、適正処理に必要な情報等。契約区分が2 (処分) 又は3 (収集・運搬及び処分) の場合の、最終処分及び再生利用等に関する事項。(() 内の単位はいずれか1つ選んで○で囲み、予定数量の欄並びに収集・運搬単価及び処分単価の欄には、車の台数、容器の個数を単位としてもよいが、必ずトラックの積載重量、容器の容量等単位が明確になるものを特約の記載欄に記入します。)

	1	2	3	4	5
産業廃棄物の種類					
予定数量					(合計予定数量)
収集・運搬単価 (税抜)	(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(kg・l・t・m ³ ・台・個)
処分単価 (税抜)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)
処分の方法	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)	円 / (kg・l・t・m ³ ・台・個)
処分施設の処理能力					
処分施設の所在地					
最終処分 (再生を含む) 施設の所在地 (予定地)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)
	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)
	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)



「最終処分 (予定) の情報記載欄」に続く

に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が
いまだに完了していないものがあるときは、乙又は甲
は、次の増置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対す
る本契約区分に基づく乙の業務を遂行す
る責任は免れないことを承知し、その費つ
ている廃棄物についての収集・運搬もしく
は処分、又はその両方の業務を自ら実行す
るか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有
する別の業者に自己の費用をもって行わ
せなければならぬ。

ロ 乙が他の業者に委託する場合には、その業者
に対する報酬を支払う資金が乙にないとい
きは、乙はその旨を甲に通知し、資金のな
いことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差
し当たり、甲の費用負担をもって、乙のも
とにある未処理の廃棄物の収集・運搬、処
分又はその両方を行わせるものとし、乙
に対して、甲が負担した費用の償還を請求
することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の
賠償を請求するとともに、乙のもとにある未
処理の廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄
物を引き取ってもらうことを要求し、もしくは乙の費
用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲
に対して当該運搬の費用を請求することがで
きる。

第13条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する
疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙
が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

- 1 甲は、乙に対して毎月一定の期日を定めて処理業務の報
酬を支払う。
- 2 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬は、<委
託業務の内容>(4)の表に定める単価(税抜)に基
づいて算出する。
- 3 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬につい
ての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項(2)、
第8条等により不相当となつたときは、甲乙協議の上、
これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更す
ることができる。この場合において、契約単価(税抜)又
は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な
変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれ
を定めるものとする。第3条第2項(2)、第8条の場合
も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知りえた相手方
の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表す
る必要が生じた場合には、相手方の書面による承諾を得な
ければならない。

第12条 (契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違
反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を
解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)であ
る場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合に
は、相互に催告することなく、本契約を解除すること
ができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合には、本契約

特 約 (<委託業務の内容>(4)トラックの積載重量、容器の容量等単位が明確になるものを記載、その他)

廃棄物処理委託仕様書

廃棄物の名称:

登録品番
仕様書No.

平成 年 月 日作成

本仕様書作成にあたっての前提:

- (1) 本仕様書は、排出事業者（委託者）が産業廃棄物の処理業者（受託者）に対し、処理の見積依頼をする場合の資料です。
- (2) また、受託者が適正かつ安全に廃棄物の処理を行うための受け入れ検討の基礎資料となりますので、両者で十分協議の上記載して下さい。
- (3) 記載者は、受託者が代行してもよいものとします。

1. 登録品番及び仕様書No

委託者と受託者で管理するのに適当な番号を記載して下さい。

2. 廃棄物名称

法律上の種類にかかわらず、より「具体的な名称・呼び名」を記載して下さい。

3. 廃棄物の種類

各項該当する項目の□内にレ印でマーキングして下さい（以下同様）。
なお特別管理廃棄物には一般廃棄物に含まれるもの（ばいじん、感染性廃棄物等）も含まれます。

4. 関連法規及び提出資料

該当するものについては、全てマーキングして下さい。

5. 廃棄物の形状

実際発生する廃棄物あるいはサンプルを確認の上、平均的な形状についてマーキングして下さい。

6. 廃棄物特性

分類区分は、「危険物の運搬に関する国際連合勧告」の規定などにしたがっていただきますが、さらに取扱上問題となる特性を挙げています。

該当するものについては、全てマーキングして下さい。

7. 荷姿・容量

委託者が受託者に実際に処理委託する場合の荷姿及び容量をマーキングあるいは記載して下さい。
受託者に空容器的処分まで委託する場合は、容器の材質・特性等についても明らかにして下さい。

8. 収集運搬

収集運搬業者を利用される場合は、収集運搬業者に確認し記載して下さい。

9. 従来処理方法

受託にあたっての参考となりますので、できるだけ具体的に記載して下さい。

10. 要望事項

委託側受託側両者間でお互いに要望すべき事項があれば必ず記載して下さい。

11. 期限

委託者が希望する見積提出期限および処理の期限を記載して下さい。

(4) 記載しきれない場合は別紙で添付して下さい。

(本仕様書は排出事業者と受託者が協議の上、委託廃棄物1品毎に作成してください)

排出事業者	名称	TEL () () () () ()		FAX () () () () ()
	住所	部課名		担当者
廃棄物種類	汚泥	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 廃酸
	廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず
産業廃棄物	繊維くず	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> ゴムくず	<input type="checkbox"/> 金属くず
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> ぬいご	<input type="checkbox"/> かたき類	<input type="checkbox"/> 動物のふん尿
特別管理廃棄物	動物の死体	<input type="checkbox"/> ばいじん	<input type="checkbox"/> 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 腐石船等
	感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 廃PCB等	<input type="checkbox"/> 有害物質	<input type="checkbox"/> 動物系固形不要物
関連法規	その他 ()			<input type="checkbox"/> 有害物質
	危険物 (類 石)	<input type="checkbox"/> 特化物	<input type="checkbox"/> 有機溶剤	<input type="checkbox"/> 毒劇物
提出資料	サンプル ()	<input type="checkbox"/> 写真	<input type="checkbox"/> 分析成績書	<input type="checkbox"/> その他 ()
	液状 (バナー・噴霧可)	<input type="checkbox"/> 液状残さ固着 (固液分離)	<input type="checkbox"/> 泥状 (液動性無)	<input type="checkbox"/> 塊状・固形状
廃棄物形状	粘液状 (ポンプアップ可)	<input type="checkbox"/> スラリー状 (固液懸濁)	<input type="checkbox"/> 粉状	<input type="checkbox"/> 成形品 ()
	水アス状 (高粘度)	<input type="checkbox"/> 泥状 (流動性有)	<input type="checkbox"/> 粉状	<input type="checkbox"/> その他 ()
廃棄物特性	爆発性	<input type="checkbox"/> 引火性	<input type="checkbox"/> 可燃性	<input type="checkbox"/> 自然発火性
	禁水性	<input type="checkbox"/> 酸化性	<input type="checkbox"/> 有機過酸化物	<input type="checkbox"/> 毒性 (急性)
廃棄物特性	感水性	<input type="checkbox"/> 腐食性	<input type="checkbox"/> 毒性 (慢性又は劇毒)	<input type="checkbox"/> 毒性 (慢性)
	生菌毒性	<input type="checkbox"/> 有害物質生成	<input type="checkbox"/> 重合反応性	<input type="checkbox"/> 混合危険性
荷姿・容量	臭気刺激性	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	ドラム	<input type="checkbox"/> 標準ドラム	<input type="checkbox"/> ケミカルドラム	<input type="checkbox"/> オーブドラム蓋付
容器の容量	缶	<input type="checkbox"/> アリキ缶 (一斗缶)	<input type="checkbox"/> ペール缶	<input type="checkbox"/> オーブドラム蓋付
	プラスチック容器	<input type="checkbox"/> ポリ缶	<input type="checkbox"/> ポリドラム	<input type="checkbox"/> ポリ袋
容器の形状	ガラス容器	<input type="checkbox"/> ビン	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
	紙容器	<input type="checkbox"/> ペーパードラム	<input type="checkbox"/> ダンボール箱	<input type="checkbox"/> 紙袋
荷姿・容量	その他	<input type="checkbox"/> フレコン	<input type="checkbox"/> パレット積	<input type="checkbox"/> 耐圧容器
		<input type="checkbox"/> 専用容器	<input type="checkbox"/> 専用車両	<input type="checkbox"/> その他 ()
容器の容量	() kg・t・kg・m ³			
容器の形状	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 菱形			
容器の処理	※ドラム缶の過充填は防止して下さい。(上部10mmは空けておいて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。			
空容器的処理	<input type="checkbox"/> 排出者へ容器返却要 <input type="checkbox"/> 処理会社処分 <input type="checkbox"/> 処理会社専用容器			
収集運搬方法	<input type="checkbox"/> 排出口持ち込み <input type="checkbox"/> 処理会社引き取り			
収集運搬車種	<input type="checkbox"/> トラック	<input type="checkbox"/> ダンプ	<input type="checkbox"/> 脱着装置付コンテナ車	
最大積載量	<input type="checkbox"/> バックカー車	<input type="checkbox"/> クレーン付トラック	<input type="checkbox"/> パワーゲート車	
	<input type="checkbox"/> タンクローリー	<input type="checkbox"/> バキューム車	<input type="checkbox"/> その他 ()	
スロット	() t・m ³			
継続	() kg・t・kg・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式			
従来処理方法	/年・月・週・日			
要望事項				
見込	年	月	日	
処	年	月	日	

廃棄物データシート (WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日	平成	年	月	日	記入者
1	排出事業者	名称	所属	TEL	
		所在地	担当者	FAX	
2	廃棄物の名称	主成分 他			
	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	MSDSがある場合、CAS No.			
3	□分析表添付(組成)	<input type="checkbox"/> 成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 <input type="checkbox"/> 商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			
4	廃棄物の種類 □産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 汚油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 引火性廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 腐食性廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 腐食性廃油 (有害) <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥 (有害) <input type="checkbox"/> 汚泥 (有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 腐アルカリ (有害) <input type="checkbox"/> 燃えがら (有害) <input type="checkbox"/> ばいじん (有害) <input type="checkbox"/> 廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 (有害)	
5	特定有害廃棄物 () には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△	<input type="checkbox"/> アルキル水銀 <input type="checkbox"/> 水銀又はその化合物 <input type="checkbox"/> カドミウム又はその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛又はその化合物 <input type="checkbox"/> 有機燐化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> 砒素又はその化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> PCB	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン () <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン () <input type="checkbox"/> ジクロロメタン () <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 () <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン () <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン () <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン () <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン () <input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン ()	<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン () <input type="checkbox"/> テトラリン () <input type="checkbox"/> シマジン () <input type="checkbox"/> チオペンサルブ () <input type="checkbox"/> セレン () <input type="checkbox"/> ダイオキシン類 () <input type="checkbox"/> 1,4-ジオキサン ()	
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。			
7	水道水源における消毒副生成物 前駆物質	生成物質：ホルムアルデヒド (塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ベキメチレンテトラミン (HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン (DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン (DMA) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン (TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン (TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール (DMAE)			
8	その他含有物質 () には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△	<input type="checkbox"/> 硫黄 () <input type="checkbox"/> ヨウ素 () <input type="checkbox"/> 硝酸 () <input type="checkbox"/> 銅 () <input type="checkbox"/> ホウ素 ()	<input type="checkbox"/> 塩素 () <input type="checkbox"/> フッ素 () <input type="checkbox"/> 亜鉛 () <input type="checkbox"/> アルミ () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 臭素 () <input type="checkbox"/> 炭酸 () <input type="checkbox"/> ニッケル () <input type="checkbox"/> アンモニア ()	
9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		<input type="checkbox"/> 引火性 (°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物質 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 (°C) <input type="checkbox"/> 感熱性 <input type="checkbox"/> 重合反応性			
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状 () 臭い () 色 () 比重 () pH () 沸点 () 融点 () 発熱量 () 粘度 () 水分 () 経時変化 (有・無) 有る場合は具体的に記入			
11	品質安定性				
12	関連法規	危険物 (消防法)・特化則 (特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭			

13	荷姿	□容器 () □車両 () □その他 ()																				
14	排出頻度 数量	頻度 (スポット・継続予定) kg・t・kg・m ³ ・本・缶・袋・個 /年・月・週・日																				
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法 安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性 (消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等																				
【参考】その他の情報 ・サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・サンプル無・写真有) ・産業廃棄物の発生工程等 「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発 生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程への記入でも可。 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)																						
<排出事業者及び処理業者内容確認欄> <table border="1"> <tr> <td>No</td> <td>内容確認日時</td> <td>排出事業者担当者</td> <td>処理業者担当者</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>			No	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考															
No	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考																		
<変更履歴> <table border="1"> <tr> <td>No</td> <td>変更日時</td> <td>排出事業者担当者</td> <td>処理業者担当者</td> <td>変更内容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>			No	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容															
No	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容																		

廃棄物データシート記載方法まとめ

< 表 面 >

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは、廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記入方法」を参照ください。

1	排出事業者	名称	所在地	TEL	FAX
2	廃棄物の名称	担当者	TEL	FAX	
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.を記入する。		
4	分析表添付 (複製)	<input type="checkbox"/> 分析表添付 <input type="checkbox"/> 廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> その他	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構い。 ・商品名では不足し、重要と思われる数量物質も記入し。		
5	特定有害廃棄物 ()には 無し又はO、 混入又はその化合物 有機燐化合物 六価クロム化合物 砒素又はその化合物 分析表添付 (複製)	<input type="checkbox"/> アルカリ <input type="checkbox"/> 水銀又はその化合物 <input type="checkbox"/> カドミウム又はその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛 <input type="checkbox"/> 有機燐化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> 砒素又はその化合物 <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> その他	・MSDSが有り、CAS No.がわかれば記入する。 3項の廃棄物の組成・成分情報では、混合物で発生する場合には比率が高い順に化学物質名で記入する。		
6	PRTS対象物質	<input type="checkbox"/> 引火性液体 <input type="checkbox"/> 引火性固体 <input type="checkbox"/> 酸化性液体 <input type="checkbox"/> 酸化性固体 <input type="checkbox"/> 腐食性液体 <input type="checkbox"/> 腐食性固体 <input type="checkbox"/> 環境有害性液体 <input type="checkbox"/> 環境有害性固体 <input type="checkbox"/> 引火性液体 <input type="checkbox"/> 引火性固体 <input type="checkbox"/> 酸化性液体 <input type="checkbox"/> 酸化性固体 <input type="checkbox"/> 腐食性液体 <input type="checkbox"/> 腐食性固体 <input type="checkbox"/> 環境有害性液体 <input type="checkbox"/> 環境有害性固体	・排出事業者及び処理業者が打 ち合わせた日に双方が署名するよう した。排出事業者が処理業者へ文書にて一 方的に情報伝達するのではなく、両 者が納得がいくまで十分な協 議を行い、合意が得られた段階で 双方共にサインするものである。なお本欄は 廃棄物性状の変更が生じた場 合において、その都度確認のため に双方の署名が出来るよう複数 の欄を設けている。		
7	水道水における消毒副生成物	<input type="checkbox"/> ハルオメチルトリハロメタン(HMT) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン(DMAN) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルホルムアミン(DMFA) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMAE) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルホルムアミン(DMFA) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMAE)	・有害特性は、GHSの分類等を参考にし、(有・無・不明)の選択方式とし、 しない場合はチェックする方式とした。		
8	その他含有物質 ()には 無し又はO、 混入又はその化合物 可能性が認められ ば△	<input type="checkbox"/> 硫黄 <input type="checkbox"/> 硝酸 <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> その他	10項の廃棄物の物理的・化学的性状について、 は全てを記入するのではなく、 安全性、有害性に 関連する項目に絞って 記入する。		
9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 環境有害性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 環境有害性	10項の廃棄物の物理的・化学的性状について、 は全てを記入するのではなく、 安全性、有害性に 関連する項目に絞って 記入する。		
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	<input type="checkbox"/> 形状 <input type="checkbox"/> 色 <input type="checkbox"/> 比重 <input type="checkbox"/> 沸点 <input type="checkbox"/> 融点 <input type="checkbox"/> 発熱量 <input type="checkbox"/> 粘度 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 環境有害性	10項の廃棄物の物理的・化学的性状について、 は全てを記入するのではなく、 安全性、有害性に 関連する項目に絞って 記入する。		
11	品質安定性	<input type="checkbox"/> 安定 <input type="checkbox"/> 不安定 <input type="checkbox"/> 不明	10項の廃棄物の物理的・化学的性状について、 は全てを記入するのではなく、 安全性、有害性に 関連する項目に絞って 記入する。		
12	関連法規	<input type="checkbox"/> 廃棄物(消除法) <input type="checkbox"/> 特化(特定化学物質障害予防規則) <input type="checkbox"/> 有機溶剤・揮発性有機化合物	10項の廃棄物の物理的・化学的性状について、 は全てを記入するのではなく、 安全性、有害性に 関連する項目に絞って 記入する。		
13	廃棄物の性状・化学的性状	<input type="checkbox"/> 形状 <input type="checkbox"/> 色 <input type="checkbox"/> 比重 <input type="checkbox"/> 沸点 <input type="checkbox"/> 融点 <input type="checkbox"/> 発熱量 <input type="checkbox"/> 粘度 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 環境有害性	10項の廃棄物の物理的・化学的性状について、 は全てを記入するのではなく、 安全性、有害性に 関連する項目に絞って 記入する。		
14	排出容量	<input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個	10項の廃棄物の物理的・化学的性状について、 は全てを記入するのではなく、 安全性、有害性に 関連する項目に絞って 記入する。		

15 特別注意事項

(有・無)
 ※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載
 ・選べるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法
 ・他の廃棄物との混合禁止
 ・粉じん爆發の可能性
 ・容器腐食性の可能性
 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性
 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消食用塩素等との反応により物質の性状を生成し、水道取水層に至る可能性等) 等
 排出事業者は、原材料や薬品等を使用し、避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法等の注意事項について最も知り得る立場にある。これらについて判っていることは、「特別注意事項」の欄に記載して、処理業者に対して確実に注意喚起を行うこと。

【参考】その他の情報

・ サンプル等提供 (均一サンプル有・ 不均一サンプル有・ サンプル無・ 写真有)
 ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する種類となる。使用原材料、有害物質、不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分が認められれば書いてください。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

＜排出事業者及び処理業者内容確認欄＞

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者

＜変更履歴＞

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者

「変更履歴」欄を設けた。想定範囲内の性状変更の場合は、雲マークなどで変更箇所が判るようにした上で、再度情報提供を行う。性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目がどの程度変更した場合に連絡することを取り決めておくのが望ましい。

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
年 月 日		
八 戸 市 長 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第3項前段の規定により、関係書類 第12条第4項	
及び図面を添えて届け出ます。		
保 管 の 場 所 に 関 す る 事 項	所 在 地	
	面 積	㎡
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いず 行 っ た 保 管 の 有 無 （保管を行う場合にあつては 規則第1条の6の規定の例に よる高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日	年 月 日	
備考		
積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
八 戸 市 長 殿		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び 図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>八 戸 市 長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>	
八 戸 市 長 殿	
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計 画 期 間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

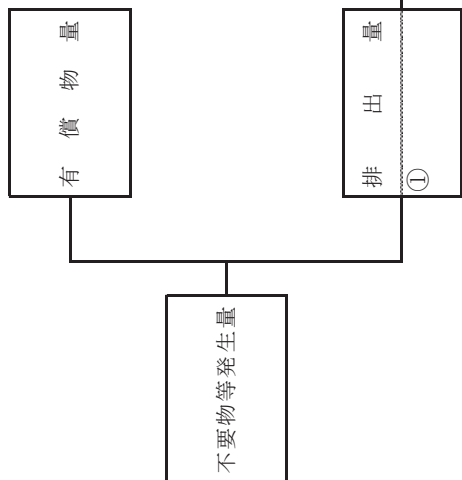
様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書		年 月 日	
八 戸 市 長 殿			
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 処理計画の実施状況を報告します。		年度の産業廃棄物	
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類)



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	
年 月 日	
八 戸 市 長 殿	
届出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段 の規定により、関係書類 第12条の2第4項 及び図面を添えて届け出ます。	
保 管 の 場 所 に 関 す る 事 項	所 在 地
	面 積
	保管する特別管理産業廃棄物の種類
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）
保 管 開 始 年 月 日	年 月 日
備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。	

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
八 戸 市 長 殿		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び 図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

<p>特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>八 戸 市 長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定による届出に係る 保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13の6にお いて準用する同令第8条の2の6の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>八 戸 市 長 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計 画 期 間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(今後実施する予定の取組)	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

八 戸 市 長 殿

提出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

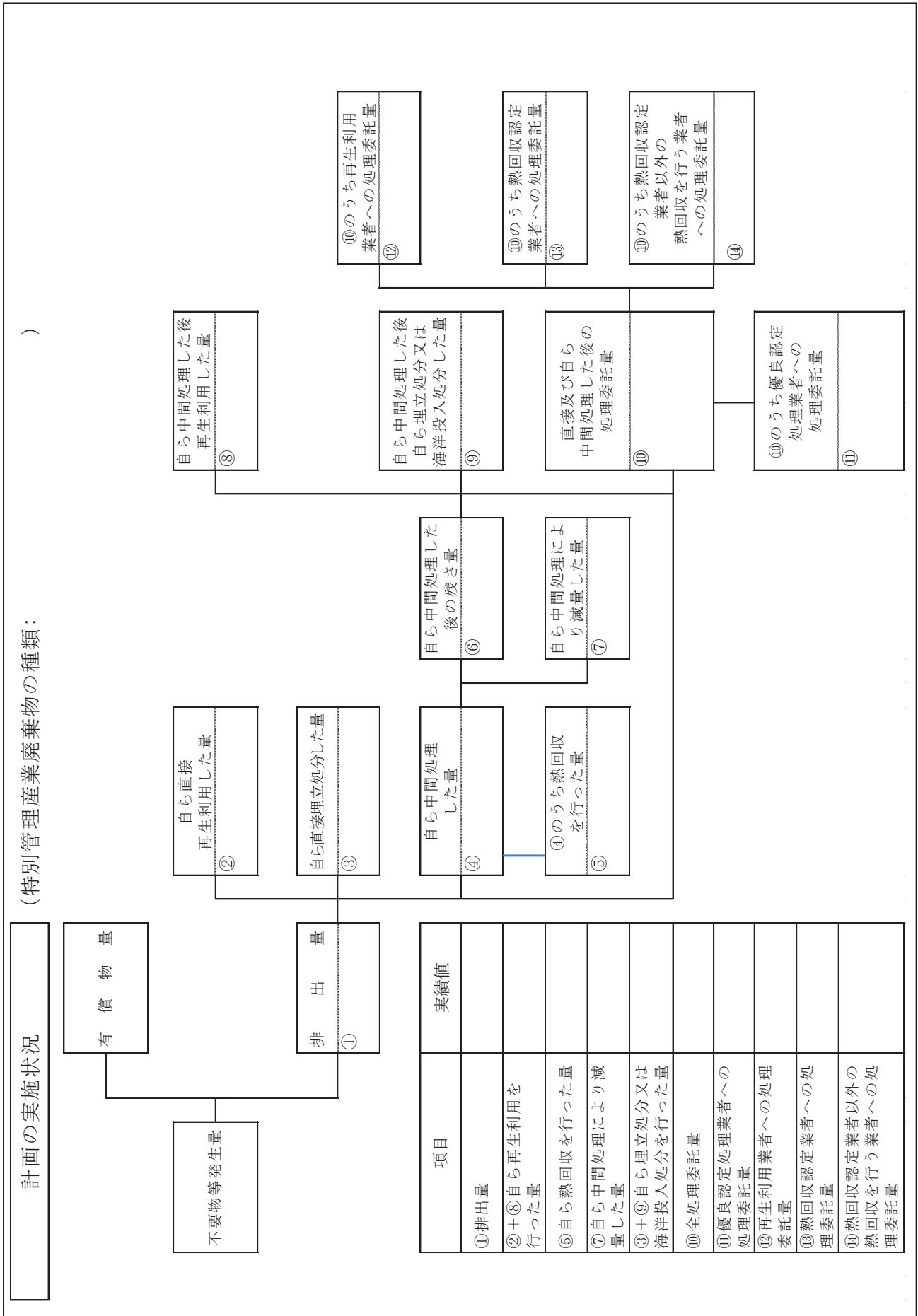
事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

八 戸 市 長 殿

平成 年 月 日

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種							
事業場の所在地									
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可 番号	運搬受託者の氏名 又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可 番号	処分受託者の氏名 又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめたと提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成〇〇年度）

八戸市長 殿

平成〇〇年〇月〇〇日

原則として法人名及び法人代表者氏名のみ記入。

報告者 住所 青森県××市△□1-1
氏名 青い森建設株式会社 代表取締役 青森太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

単位を「トン」で記入。「トン」以外の単位で管理している場合は換算表を参考に換算して記入。

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入。

日本産業分類の中分類を記入。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	青い森建設株式会社 ××市営業所				業 種	総合工事業			
事業場の所在地	青森県××市△□1-2-3				電話番号	△△△-△△△-△△△			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	200	15	××××××	〇〇運輸株式会社	青森県〇△市×△1-2	××××××	〇×産業株式会社	青森県〇△市×△1-2
2	木くず	20	3	××××××	株式会社□〇産業	同上	同上	同上	同上
3	汚泥	20	2	同上	同上	青森県〇×市△□1-1	××××××	株式会社□〇商事	青森県〇×市△□1-1
4	建設混合廃棄物	50	20	××××××	株式会社□〇産業	青森県〇△市×△2-1-2	××××××	〇×産業(株)	青森県〇△市×△2-1-2

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

別紙（参考様式）

石綿含有産業廃棄物は別に記入。

報告書の総枚数を分母に、報告書総数のうち、当該別紙のページを分子に記載

報告年度	平成〇〇年度		事業場の名称	青い森建設株式会社 ××市営業所			別紙番号	2/2	
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	かれき類	8	2	××××××	△×物流株式会社	青森県〇〇市〇〇2-3	××××××	〇〇△工業	青森県〇〇市〇〇2-3
6	かれき類 (石綿含有産業廃棄物)	2	1	××××××	(自己運搬) 青い森建設株式会社	青森県〇〇市〇〇2-3	××××××	〇〇△工業	青森県〇〇市〇〇2-3
7	廃プラスチック類	10	5	××××××	(第1区間) 〇〇運輸株式会社	青森県□〇市×△3-4			
					(第2区間) 株式会社××環境	岩手県□△市〇〇100	××××××	△〇環境開発株式会社	岩手県□△市〇〇100
	紙くず	0.4	1	××××××	(再委託) △×物流株式会社	青森県×△市〇〇5	××××××	株式会社××リサイクルセンター	青森県×△市〇〇5

区間委託の場合、上段に第一区間、下段に第二区間を委託した業者を記入。

再委託した場合は実際に収集運搬や処分を行った再委託先を記入。

備考

- この別紙は報告の対象となる産業廃棄物の種類が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。
- 報告年度には、元となる報告書（様式第三号）の表題と同じ年度を記載すること。
- 事業場の名称には、元となる報告書（様式第三号）と同じ名称を記載すること。
- 別紙番号には、分母部分に別紙の総数を記載し、分子部分に当該別紙の番号を記載すること。

日本標準産業大・中分類一覧（平成25年10月改訂）

A 農業、林業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	K 不動産業、物品賃貸業
01 農業	33 電気業	68 不動産取引業
02 林業	34 ガス業	69 不動産賃貸業・管理業
B 漁業	35 熱供給業	70 物品賃貸業
03 漁業（水産養殖業を除く）	36 水道業	L 学術研究、専門・技術サービス業
04 水産養殖業	G 情報通信業	71 学術研究、専門・技術サービス業（他に分類されないもの）
C 鉱業、採石業、砂利採取業	37 通信業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
05 鉱業、採石業、砂利採取業	38 放送業	73 広告業
D 建設業	39 情報サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業
06 総合工事業	40 インターネット附属サービス業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
07 職別工事業（設備工事業を除く）	41 映像・音声・文字情報制作業	75 宿泊業
08 設備工事業	H 運輸業、郵便業	76 飲食店
E 製造業	42 鉄道業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
09 食料品製造業	43 道路旅客運送業	N 生活関連サービス業・娯楽業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	44 道路貨物運送業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
11 繊維工業	45 水運業	79 その他の生活関連サービス業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	46 航空運送業	80 娯楽業
13 家具・装備品製造業	47 倉庫業	O 教育、学習支援業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	48 運輸に付帯するサービス業	81 学校教育
15 印刷・同梱業	49 郵便業（信書便事業を含む）	82 その他の教育、学習支援業
16 化学工業	I 卸売業、小売業	P 医療、福祉
17 石油製品・石炭製品製造業	50 各種商品卸売業	83 医療業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	51 繊維・衣服等卸売業	84 保健衛生
19 ゴム製品製造業	52 飲食料品卸売業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	Q 複合サービス事業
21 窯業・土石製品製造業	54 機械器具卸売業	86 郵便局
22 鉄鋼業	55 その他の卸売業	87 協同組合（他に分類されないもの）
23 非鉄金属製造業	56 各種商品小売業	R サービス業（他に分類されないもの）
24 金属製品製造業	57 繊維・衣服・身の回り品小売業	88 廃棄物処理業
25 はん用機械器具製造業	58 飲食料品小売業	89 自動車整備業
26 生産用機械器具製造業	59 機械器具小売業	90 機械等修理業（別掲を除く）
27 業務用機械器具製造業	60 その他の小売業	91 職業紹介・労働者派遣業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	61 無店舗小売業	92 その他の事業サービス業
29 電気機械器具製造業	J 金融業、保険業	93 政治・経済・文化団体
30 情報通信機械器具製造業	62 銀行業	94 宗教
31 輸送用機械器具製造業	63 協同組織金融業	95 その他のサービス業
32 その他の製造業	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	96 外国公務
	65 金融商品取引業、商品先物取引業	S 公務
	66 補助的金融業等	97 国家公務
	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	98 地方公務
		T 分類不能の産業
		99 分類不能の産業

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄異物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

註1 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m³）。

2 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

3 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

4 「2 t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書		年 月 日
八 戸 市 長 様		報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 29 の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管 理 票	交 付 番 号	
	交 付 年 月 日	
運搬又は処分を委託した 産 業 廃 棄 物 の 種 類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した 産 業 廃 棄 物 の 数 量		
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～④に該 当する場合にあつては、当該 事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 8 条の 28 に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の 3 第 3 項から第 5 項まで又は第 12 条の 5 第 5 項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第 14 条第 13 項又は第 14 条の 4 第 13 項の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※ 運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容		
備考	<p>1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。</p> <p>2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 施行規則第 8 条の 28 に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者 ②の場合 法第 12 条の 3 第 3 項から第 5 項まで又は第 12 条の 5 第 5 項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者 ④の場合 法第 14 条第 13 項又は第 14 条の 4 第 13 項の規定による通知をした者</p> <p>3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>	

(日本工業規格 A列 4 番)

（表面）

措置内容等報告書

年 月 日

八 戸 市 長 様

報告者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日			
	登録年月日		登録番号	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()			
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量				
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき (年 月 日)			
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称			
	住 所			
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法				
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容				

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者
 - ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
 - ③の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

八戸市長 殿 平成 年 月 日

届出者 住所 氏名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等をお届けします。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称		
保管事業場の所在地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号
保管の場所		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等			処分予定年月	量 台数又は 容器の数	濃度 区分	保管の状況			処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式				製造年月	表示記号等	容器の 性状		

(第2面)

②前年度中に新たに新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				濃度区分		保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数			

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				濃度区分		保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				濃度区分		自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項				
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	重量 (1台あたり重量×台数)	処分年月日	処分種類及び処分先	処分委託年月日		処分受託者の名称	処分年月日		

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	
所在事業場の所在地	
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	電話番号
所在の場所	

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数		

②前年度中に新たに新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等			量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に關する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届ける場合の例: 28-001)を付すこと。なお、前年度の届出において既に当該事業場に付されている番号については、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の型式等」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例: 不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況や、既に届けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例: 「ドラム缶」、「なし」)。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在しているかを記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するたためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に記載された事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することはできなるときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書

八戸市長 殿

平成 年 月 日

届出者 住所 氏名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第2項、第11条、第21条及び第28条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所）を変更したので届け出ます。

①変更前の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称	(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者)の職名及び氏名
事業場の所在地 (保管の場所／ 所在の場所)	電話番号

②変更後の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称	(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者)の職名及び氏名
事業場の所在地 (保管の場所／ 所在の場所)	電話番号

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	(廃棄物/製品)の種類	(廃棄物/製品)の型式等				量		濃度区分	変更年月日	変更前の事業場における番号	処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数					

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更した日から10日以内に、当該変更の直前の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
2. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
3. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
4. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
5. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
6. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
7. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
8. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
9. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。
10. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認めると認める書類を添付すること。
11. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

平成 年 月 日

八戸市長 殿

届出者 住所名
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	
連絡担当者	電話番号

(保管の場所／ 所在の場所)	
-------------------	--

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月				

（日本工業規格 A列4番）

(裏面)

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等			量		廃棄 終了年月	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等				量		廃棄及び処分 終了年月	処分受託者の 名称	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数			

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
 - 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3.に記載すること。なお、その場合にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
 - この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
 - 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であつて台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
 - 「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 - 1.1. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 1.2. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第五号（第十四条及び第三十二条関係）

（表面）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書

平成 年 月 日

八戸市長 殿

届出者 所 名
住 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

①特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の 職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分の見込み		参考事項		
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数		総重量 (1台当たり重量×台数)	処分予定年月日

（日本工業規格 A列4番）

(裏面)

②特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称		
所在事業場の所在地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号
所在の場所		

番号	製品の種類	製品の型式等				量		処分の見込み		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)	処分予定年月日	

- 備考
- この届出書は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、「ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の台数（個数）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（台数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「処分予定年月日」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月日を記入すること。
 - 「処業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処業者との委託契約の締結状況等を記入すること。
 - 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 - その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第六号（第十七条及び第三十四条関係）

（表面）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書

平成 年 月 日

八戸市長 殿

届出者 住所 氏名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第4項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、特例処分期限日に係る届出書の記載事項に変更があつたので、関係書類を添えて届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後

（日本工業規格 A列4番）

承継届出書

平成 年 月 日

八戸市長 殿

届出者 住所名
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第16条第2項(第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、(保管事業者/所有事業者)の地位を承継したので、関係書類を添えて届け出ます。

被承継人に関する事項	被承継人	(ふりがな) 氏名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名〕		住所	電話番号
	法定代理人	(ふりがな) 氏名		住所	電話番号
承継人に関する事項	承継人	(ふりがな) 氏名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名〕		住所	電話番号
	法定代理人	(ふりがな) 氏名		住所	電話番号

承継の年月日	平成 年 月 日
承継の原因	

備考 1. 被承継人が複数ある場合には、「被承継人に関する事項」の欄を追加して、全ての被承継人に関する事項を記入すること。

2. 法定代理人の欄には、該当する場合に記入すること。

3. 次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付すること。

① 相続

イ 被相続人との続柄を証する書類

ロ 相続人の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。ハにおいて同じ。）

ハ 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し

② 合併又は分割

イ 合併契約書又は分割契約書の写し

ロ 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により保管事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは所有事業者の所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

(第 3 面)

①承継の対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
保管事業場の所在地	電話番号	
保管の場所		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定 年月	量 台数又は 容器の数	濃度 区分	保管の状況			処分業者との 調整状況	参考事項	
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月 表示記号等				容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別			漏れ等 おそれ

(日本工業規格 A列 4 番)

(第 4 面)

②承継の対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称	ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	
所在事業場の所在地	電話番号	
所在の場所		

番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数		

(第5面)

備考 1. この届出書は、承継があった日から30日以内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。

2. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、承継後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、承継後のポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。

3. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。

4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

5. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。

6. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。

7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。

9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。

10. 「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。

11. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。

12. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

13. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在しているかの別を記入すること。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

15. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分業者との委託契約の締結状況を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わないこと。

16. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。

17. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。

18. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。

19. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

20. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

譲受け届出書

平成 年 月 日

八戸市長 殿

届出者 住所名
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第26条第2項及び第36条の規定に基づき、(ポリ塩化ビフェニル廃棄物/高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品)を譲り受けましたので、関係書類を添えて届け出ます。

譲渡者に関する事項	譲渡者 (ふりがな) 氏名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名〕	住所	電話番号
譲受者に関する事項	譲受者 (ふりがな) 氏名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名〕	住所	電話番号

譲受け年月日	平成 年 月 日
--------	----------

(第 2 面)

①譲り受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
保管事業場の所在地	電話番号	
保管の場所		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定 年月	量 台数又は 容器の数	濃度 区分	保管の状況			処分業者との 調整状況	参考事項	
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月 表示記号等				容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別			漏れ等の おそれ

(日本工業規格 A列 4 番)

(第3面)

②譲り受けた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称	ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	
所在事業場の所在地	電話番号	
保管の場所		

番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数		

(第4面)

備考 1. この届出書は、譲受けがあった日から30日以内に、ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。

2. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフエニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。

3. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフエニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品に付されている番号を記入すること。

4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

5. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。

6. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物については記載しなくて構わない。

7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフエニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数が（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数が（缶数等）を単位とともに記入すること。

8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフエニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。

9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物以外のポリ塩化ビフエニル廃棄物である。

10. 「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。

11. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフエニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること。（例：「ドラム缶」、「なし」。）

12. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフエニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

13. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在しているかの別を記入すること。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフエニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

15. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物については記載しなくて構わないこと。

16. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度 Δ mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。

17. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフエニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。

18. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。

19. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

20. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(任意様式：新規用)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管状況等届出書（新規）

八戸市長 殿 平成 年 月 日

届出者 住所名
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管状況等について、新たに届け出ます。

- 1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	
保管事業場の所在地	
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	電話番号
保管の場所	

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況（発生年月日：平成 年 月 日）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定年月	台数又は容器の数	濃度区分	保管の状況			処分業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月表示記号等				容器の性状	囲いの有無	分別・混合の別			漏れ等のおそれ

※ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を添付すること。

(第2面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）（判明年月日：平成 年 月 日）

番号	製品の種類	製品の型式等				量		濃度区分	所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数					

※使用中のポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況の分かる写真を添付すること。

(第3面)

備考

1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、発生又は判明後速やかに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに八戸市長に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場の名称を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場の保管の場所を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の型式等」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記載すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の台数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況及び使用中のポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
19. その他八戸市長が必要と認めると認める書類を添付すること。
20. 2部提出すること。

(任意様式：新規用)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管状況等届出書（新規）

八戸市長 殿

平成29年 2月 1日

・廃棄物の場合は1. に
 使用中の場合は2. に御記入ください。
 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況及びポリ塩化ビフェニル使用製品
 の使用状況の分かる写真を添付してください。
 ・2部提出してください。

届出者 所 〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
 住 氏 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管状況等について、新たに届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇事業所	
保管事業場の所在地	八戸市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号	
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	〇〇部△△課	〇〇〇〇
保管の場所	所在事業場の所在地と同じ <small>保管事業場の所在地と異なる場合は、その住所を記入してください。</small>	
電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況（発生年月日：平成29年1月20日）

年度-番号 ※重複しないこと	廃棄物の種類	廃棄物の型式等			処分予定年月	量 台数又は 容器の数	濃度区分	保管の状況			処分業者との調整状況	参考事項				
		定格容量	製造年月	型式				容器の性状	囲いの有無	分別・混在の別			漏れ等のおそれ			
28-001	コンデンサー(3kg以上)	100KVA		TPB-デンサ工業(株) 36100RI	S44.1	DF式	H30.4	1台	85.0 kg	高濃度	なし	囲い有り、掲示有	分別	なし	調整中	
28-002	柱上変圧器油(柱上トランス油)							30缶	8100.0 kg	低濃度	なし	囲い有り、掲示有	分別	なし		

※ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を添付すること。

電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、記入してください。(電気機器以外は記入不要。)

低濃度は記入不要。

台数もしくは容
器の数を、単位
とともに記入し
てください。

kg 単位で記入してく
ださい。(重量不明の
場合は推定値で記入
してください。)

(日本工業規格 A列4番)

低濃度は記
入不要。

(第2面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 □□事業所		
所在事業場の所在地	八戸市□□□□丁目□□番□□号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	□□部△△課	〇〇〇〇	電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
所在の場所	所在事業場の所在地と同じ 保管事業場の所在地と異なる場合は、その住所を記入してください。		

ポリ塩化ビフェニル使用製品 (高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。) (判明年月日：平成29年1月20日)

番号	製品の種類	製品の型式等				量		濃度区分	所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数					
28-003	蛍光灯用安定器	40 W	星和電機(株)	41R-8-35	S47.2	不明	180台	400.0kg	H20.4.1	事業場の所在地と同じ	建物の所有開始のため	

※使用中のポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況の分かる写真を添付すること

台数もしくは個数を、単位とともに記入してください。

kg単位で記入してください。(重量不明の場合は推定値で記入してください。)

(第3面)

備考

1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、発生又は判明後速やかに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに八戸市長に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場の名称を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場の保管の場所に係る事業場の名称を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の型式等」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記載すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の台数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の台数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況及び使用中のポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
19. その他八戸市長が必要と認めると認める書類を添付すること。
20. 2部提出すること。